

フエフキヌーボーフェスタ & YBSラジオ祭り
出店要領

1. 主 催 笛吹市商工会 (株)山梨放送
2. 共 催 石和温泉観光協会 石和温泉旅館協同組合
笛吹市ワイン会 笛吹農業協同組合
3. 開催日時 令和4年11月12日(土)～13日(日) <2日間>
両日とも10時～20時
4. 会 場 笛吹みんなの広場(笛吹市石和町松本1442-3)
5. 出店資格
笛吹市商工会に加入している事業所、個人、団体
※令和4年度商工会費を未納の事業所は出店できません。
※出店権利の譲渡、名義貸しは厳禁です。判明した場合出店できません。
※キッチンカーの出店は行いません。
6. 出店数
テント 30店
※2日間出店できることを原則とします。
7. 販売品目 ※下記販売禁止品目を除き自由
販売禁止品等
(1)販売に免許や許可が必要なもの(危険物、医薬品、たばこなど)。
ただし、必要な免許や許可を得ている場合は認める場合もあります。
(2)社会通念上不適当なものあるいは違法なもの(盗品、偽ブランド商品など)。
(3)不良品(その旨を明記している場合は除く)や、賞味期限が切れている食品など。
(4)浅漬けなどは、過去に他県のイベントで、多くの食中毒患者を出したことから、販売を認めません。
(5)上記の他、主催者が不相当と判断したもの。
8. 出店場所の割付
*出店申込書類一式が不備なく受付された順を出店者説明会で行う抽選会の抽選順とします。
→ 抽選順に抽選を行い、出店場所を決定します。

9. 出店料（物品費用）

テントによる出店者につきましては、下記物品をセットとしてご負担いただきます。

* 出店者負担額 5,000円

【物品セット一式】

- ・ テント 2間×1.5間（3.6m×2.7m） 1張
- ・ 長机 2台
- ・ パイプ椅子 4脚
- ・ 出店者テントの照明（蛍光灯）

※1出店者1テントとします。

※オプション（数量の追加）は別途実費。

※代金は出店者説明会にてお支払いいただきます。

10. 販売方法 現金のみ ※チケット販売は行いません。

11. 出店者が用意する物品

上記9. の物品セット以外のもの（発電機等）

飲食提供が伴う場合：消火器、水タンク、クーラーボックス、消毒液等については各自ご用意ください。

※飲食提供の場合は、出店場所の汚損を防ぐため、出店ブース全面に必ずブルーシートを敷くようにしてください。

12. 出店申込

令和4年10月25日（火）から令和4年10月27日（木）までに、出店申込書と添付書類一式ともに下記まで申し込みをしてください。

※申込数が出店数（30店）を上回った場合、先着順（出店申込関係書類一切が不備なく受付された）とします。

(1) 申込先（※持参のみ受付）

● 笛吹市商工会

笛吹市石和町市部467-1 TEL：055-263-7811

受付時間：午前9時～午後5時（12時～13時は除く）

(2) 提出書類（※持参のみ受付します。郵送、FAX等では受付しません。）

- ① 出店申込書
- ② 誓約書（様式1）
- ③ 出店参加者名簿（様式2）
- ④ 出店参加者（当日従事者）全員の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証の写し（カラー）等、学生は学生証など）
- ⑤ 出店の平面図（様式3）※出店者全員
- ⑥ 提供食品の概要書（様式4）※飲食品を販売する場合のみ

(3) 申込書類

申込書類は笛吹市商工会ホームページ上からダウンロードもしくは笛吹市商工会窓口を用意しています。

笛吹市商工会ホームページはこちら → URL : <http://fuefuki-shokokai.jp/>

1 3. 出店資格審査

出店申込書一式を不備なく受理した後、警察署等関係官庁に身分照会を行い、適格者のみが出店できます。

1 4. 販売従事者

(1) 出店参加者名簿により、事前に警察署に身分照会をするため、参加者名簿に記載した従事者以外の従事はできません。万が一従事者を変更する場合は、必ず11月7日(月)までに商工会に届出してください。

各出店者が、直接警察署に届け出ることは絶対にしないでください。

販売品目の変更の場合も同様に、直接保健所に届け出るのではなく、商工会に届け出てください。

(2) 出店当日に身分証明書の提出を求められる場合がありますので、運転免許証など、身分が証明できるものを携帯してください。出店申込書に添付した誓約書の提示でも構いません。

1 5. 出店者説明会

(1) 次の日程で開催を予定していますので、必ず出席してください。

日時：11月4日(金) 15:00～

場所：笛吹市商工会2階会議室

(2) 説明会に出席されない出店者は、申し込みを取り消させていただきます。

(3) 説明会受付の際、出店料(物品費用)等をお支払いいただきます。

(4) 出店許可証、駐車券等をお渡しします。

1 6. 販売方法

(1) 各出店者が責任を持って行ってください。

(2) 販売に係る表示関係、量目関係、販売関係など、法令に規定のあるものについては、出店者が十分注意してください。

1 7. 火気の使用(消防署からの指導事項)

(1) **消火器の常備(義務付け) ※当日消防の立ち合い検査が入ります。**

会場内での火気の使用は原則禁止とします。飲食物の調理販売に限り可ですが、プロパンガス、ガスコンロ、カセットコンロ、発電機、たこ焼き器、炭火焼き器、わたあめ製造機等を使用する場合は、各自で必要な措置(消火器の常備は必須)を講じるとともに、事故等が発生しないよう細心の注意を払ってください。

- ①消火器の大きさは、原則10型としてください。(4型以下は不可)
- ②消火器の有効期限を必ず確認し、期限切れは使用しないでください。
- (2) 発電機用ガソリンの携行缶の管理を徹底してください。
- (3) LPG(液化石油ガス)を使用する場合は、倒れないように固定してください。
- (4) プロパンガスからつなぐゴム管は、亀裂(破損)などがいないかチェックし、古いものは交換してください。
- (5) ゴム管を三つ又の器具でつなぐことはできません。
- (6) プロパンガスが倒れないよう、ロープ等で固定してください。

18. 保健所からの指導事項

- (1) 食器、はし、フォーク、スプーン等は、合成樹脂製または紙製とし、1回の使用で廃棄してください。また、まな板はゴム製または合成樹脂製としてください。
- (2) 仕込み等の作業は、当日現場で行わないでください。
※仕込み等の作業場所は、保健所の許可施設で行ってください。
※手指等消毒の徹底により感染症対策にも十分努めてください。

19. 営業時間、搬入搬出

出店者説明会で説明します。

20. ゴミ処理

- (1) 出店者の材料残物やダンボール、包装紙等の他、会場内で生じたゴミ(食物の残りかす、容器等を含む)は必ず持ち帰ってください。
- (2) イベント終了後、期間中毎日会場内の清掃及びごみ拾いを行ってください。

21. その他

- (1) 出店許可証は必ず所持し、主催者から確認を求められた場合は提示してください。
- (2) 出店権利の譲渡、名義貸しは厳禁とします。
- (3) 施設の破損、貸与品に損傷等を与えた場合には、現状補償してください。
- (4) 夜間警備が入りますが、出店に関わる物品などの盗難管理については、自己責任で行ってください。責任は負えませんのでご承知ください。
- (5) 売買等におけるトラブルや事故等については、全て当事者間で解決してください。
- (6) 出店者から提供された個人情報については、本件の利用目的以外には使用しません。

【出店申し込み・お問合せ先】

フェフキヌーボーフェスタ実行委員会(事務局: 笛吹市商工会)

笛吹市石和町市部467-1

TEL: 055-263-7811